

## 教育委員会運営の より一層の実質化に向けた 取組の方向性

教育行政を効果的に運営していくためには、教育委員による知見や地域住民の意見を取り入れるとともに、その制度趣旨に沿った教育行政のチェック機能をより一層実質化していくことが重要です。

そのためには、教育委員会会議の議論の活性化に資する取組等を積極的に行うことが求められます。

### <教育委員会における取組の方向性>

- 事前勉強会の開催や教育委員の提案に基づく議題設定など、教育委員会会議の議論を活発にするために、教育委員会会議のテーマについて教育委員が議論を行いやすいような工夫を行うこと
- 地域に開かれた教育行政を推進する観点から、地域住民との意見交換会や移動型の教育委員会等を行うこと
- 会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、原則として会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表すること
- オンライン会議システム等を積極的に活用した教育委員会会議の開催を図ること
- 点検及び評価に当たっては、データの分析等を通じて客観的な根拠を踏まえるとともに、点検及び評価の結果を具体的にどのようにして教育行政の改善につなげるか併せて検討すること



## 文部科学省主催の 教育委員の研修の機会

文部科学省では、全国の教育委員の皆様への研修機会を充実させるため、以下の研究協議会を開催しております。

詳細な開催日程・場所等につきましては毎年度、都道府県教育委員会を通じて御連絡させていただきます。

### 都道府県・指定都市教育委員研究協議会

- 都道府県・指定都市の教育委員を対象  
(9月頃@オンライン)  
※全国都道府県教育委員協議会、  
指定都市教育委員会協議会との共催

### 市町村教育委員会研究協議会

- 市町村の教育長、教育委員を対象  
(指定都市を除く)  
年5回開催  
(対面開催3回・オンライン開催2回)

※上記の開催日程等については今後変更の可能性あります。



## お問合せ先

文部科学省 初等中等教育局  
初等中等教育企画課 地方教育行政係

TEL : 03-5253-4111

E-mail : iinkai@mext.go.jp

# 新たに 教育長・ 教育委員 になられた 皆様へ

## はじめに

平成27年4月にスタートした新教育委員会制度におきましては、大綱の策定や総合教育会議の開催を通じて、地方公共団体の長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政を進めていくことが求められています。

その中でも、教育長・教育委員の皆様には、それぞれのお立場から、地域の抱える課題を捉え、住民や保護者が期待する教育の在り方を議論し、政策を練り上げていくことが求められております。

本資料は、新たに教育長・教育委員になられた皆様を対象とし、日々の職務を進めていく中で、法律に規定されているサービスや教育委員会の運営について留意すべきこと等について紹介しております。今後、皆様が職務を果たされる際の一助となれば幸いです。

本資料は、教育委員会を組織する  
教育長・教育委員として、  
法律に規定されている  
サービス等について御案内します。



## 教育長・教育委員に求められる役割



## 教育委員会の運営において留意すべきこと

教育長・教育委員には、地方教育行政法の改正等を踏まえ、以下のような役割が求められます。

### 教育長に求められる役割

- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、具体的な事務を執行する、**教育行政の第一義的な責任者**であること。
- 教育長には、**時代の変化に対応した新たな施策展開のけん引に向けた意欲や姿勢、高い使命感や組織の代表としてのリーダーシップ、危機管理能力、首長部局はじめ関係機関と連携・調整する能力**等が求められること。
- 教育長は、教育行政に大きな権限と責任を有することとなるため、**その資質・能力の向上は、極めて重要**であり、強い使命感を持ち、**各種研修会への参加など、常に自己研鑽に励む必要がある**こと。

### 教育委員に求められる役割

- 教育委員は**執行機関の一員**であり、**教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者**であるという自覚を持ち、教育委員会における議論を活性化させるとともに、教育行政に対するチェック機能を果たすこと。
- 教育行政のプロでは持ちにくい、それぞれの視点から、地域の抱える課題を捉え、地方公共団体の長や教育長、事務局とともに、より一層民意を反映した教育行政を実現していくこと。そのために**不断の研鑽に努める必要がある**こと。
- **各地域の教育課題や教育施策の動向等に係る勉強会や、学校訪問を通じた授業参観や教職員との意見交換、他自治体の教育委員会の視察や教育委員間の交流の機会確保**等によって、委員としての資質・能力の向上を図ることが重要であること。

教育長・教育委員には、地方自治法・地方教育行政法において、以下の義務が規定されています。

### 秘密を守る義務（地方教育行政法第11条①②③、同第12条①）

- 教育長・教育委員は、在職中はもちろん、**退職後も、その職務上知ることができた秘密を漏らすことが禁止**されています。
- 教育長・教育委員又は教育長・教育委員であった者が法令による証人や鑑定人等になり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、**教育委員会の許可を受ける必要があります**。

### 政治的行為の制限（地方教育行政法第11条⑥、同第12条①）

- 教育行政の政治的中立性を確保するため、教育長・教育委員が政党その他の政治団体の役員となったり、**積極的に政治活動を行うことが禁止**されています。

### 兼職の禁止（地方教育行政法第6条）

- 教育行政の安定と自主性を保持するため、また、教育長・教育委員の職務を果たす妨げとならないよう、教育長・教育委員は、以下の職との兼職が禁止されています。

- ・ 地方公共団体の議会の議員
- ・ 地方公共団体の長
- ・ 地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員
- ・ 地方公共団体の常勤の職員又は短時間勤務の職を占める職員

### 請負の禁止（地方自治法第180条の5⑥）

- 教育長・教育委員は、以下のような一定の請負関係のある業務者となることが禁止されています。

- ・ 当該地方公共団体に対し、教育委員会の職務に関し請負をする者及びその支配人
- ・ 主として上記と同様の請負の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

- **教育長・教育委員が上記に該当した場合、失職することになります。**  
※教育長・教育委員の失職事由としては、他に当該地方公共団体の長の被選挙権を有しなくなった場合等があります。

※教育長については、加えて、以下の義務があります。

職務専念義務（地方教育行政法第11条⑤）

営利企業等の従事制限（地方教育行政法第11条⑦）

教育委員会の運営においては、地方教育行政法に基づき、次のことに留意する必要があります。

### 除斥規定（地方教育行政法第14条⑥）

- 議事の公正を図るため、
  - ・ 教育長・教育委員（本人）
  - ・ 配偶者もしくは三等親等以内の親族
 の一身上に関する事件、または上記の者が従事する業務に**直接利害関係のある事件が議事になる場合は、当該会議から除斥**されます。

### 議事録の作成・公開の努力義務（地方教育行政法第14条⑨）

- 住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行うため、**議事録の作成・公開の努力義務**が定められています。

### 教育行政相談の職員の（地方教育行政法第18条指定⑧）

- 住民からの意見や要望に的確に対応する観点から、**教育行政相談の職員を指定することが義務化**されています。

### 教育委員会の活動状況の点検・評価（地方教育行政法第26条）

- 住民への説明責任の観点から、**毎年度、教育委員会の活動状況の点検・評価を行い、報告書を作成、議会に提出、公表することが義務化**されています。

